○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（山形地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 18 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成24年９月19日から平成25年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟並びにこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 18 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成24年９月19日から平成25年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟並びにこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第４００４６号

川崎市川崎区宮前町12番11号
申立人　横浜地方検察庁川崎支部
検察官検事　髙畠　久尚
本籍川崎市川崎区殿町３丁目10番地、最後の住所神奈川県綾瀬市深谷中７丁目１番９号さがみ野ホーム、死亡の場所神奈川県綾瀬市、死亡年月日平成23年８月23日、出生の場所不詳、出生年月日大正14年９月12日、職業不詳
被相続人　亡　蛭間　静枝
事務所神奈川県藤沢市朝日町11番地２
相続財産管理人　司法書士　酒井　盛光
横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第８１７号

山梨県南巨摩郡身延町飯富171番地
申立人　佐野　一雄
本籍川崎市高津区向ヶ丘35番地７、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日平成24年７月５日、出生の場所山梨県南巨摩郡中富町、出生年月日昭和32年12月８日、職業無職
被相続人　亡　横瀬　一夫
事務所川崎市川崎区東田町８番地　パレール三井ビルディング11階1101号室　坂本・池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　畑　　裕士
横浜家庭裁判所川崎支部

平成２４年（家）第５０６６号

神奈川県横須賀市小川町11番地
申立人　横須賀市
本籍岩手県北上市立花５地割７番地、最後の住所神奈川県横須賀市大矢部１丁目15番22号みゆき荘２Ｆ、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日平成23年５月14日、出生の場所岩手県和賀郡立花村、出生年月日昭和17年７月28日、職業無職
被相続人　亡　阿部　英一
事務所神奈川県横須賀市小川町12番地
相続財産管理人　松岡　　均
横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２４年（家）第１２０５号

新潟県三条市蔵内1193番地
申立人　中村　一義
本籍新潟県燕市燕3249番地、最後の住所新潟県燕市佐渡745番地１　つばめ福寿園、死亡の場所新潟県燕市、死亡年月日平成24年６月22日、出生の場所新潟県南蒲原郡大島村、出生年月日大正13年２月12日、職業無職
被相続人　亡　坂口　ハル
事務所新潟県三条市新堀1381番地３
相続財産管理人　中村　一義
新潟家庭裁判所三条支部

平成２４年（家）第５３９６号

福井県勝山市旭町１丁目１番56号
申立人　松文産業株式会社
本籍福井県大野郡勝山長渕町下元禄11号６番地第２号、最後の住所福井県勝山市下元禄以下不詳、死亡の場所金沢市石引町、死亡年月日昭和16年12月24日、出生の場所不詳、出生年月日明治18年２月１日、職業不詳
被相続人　亡　永宮藤市郎
事務所福井市順化１丁目24番43号ストークビル福井一番館３階
相続財産管理人　弁護士　中村　　淳
福井家庭裁判所

平成２４年（家）第３５４号

静岡県静岡市葵区追手町５番４号
申立人　静岡県信用保証協会
本籍山梨県富士吉田市小明見1746番地、最後の住所山梨県富士吉田市小明見1919番地、死亡の場所静岡県御殿場市、死亡年月日平成24年１月11日、出生の場所山梨県富士吉田市、出生年月日昭和33年５月15日、職業不明
被相続人　亡　太田　重之
静岡県駿東郡長泉町下土狩1291番１号第２古谷ビル202　おぎ法律事務所
相続財産管理人　荻　　大祐
甲府家庭裁判所都留支部

平成２４年（家）第４７１号

浜松市中区元浜町92番地　エンブレム元浜512号室
申立人　福井　　勇
本籍愛知県豊橋市向山大池町39番地、最後の住所浜松市北区三ヶ日町三ヶ日688番地、死亡の場所浜松市北区、死亡年月日平成24年５月８日、出生の場所静岡県浜名郡知波田村、出生年月日大正11年３月22日、職業無職
被相続人　亡　岡部　佳春
静岡県磐田市下本郷266番地58
相続財産管理人　森西　　正
静岡家庭裁判所浜松支部

平成２４年（家）第２７５号

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
申立人　吉田町
本籍静岡県榛原郡吉田町住吉1779番地３、最後の住所静岡県榛原郡吉田町1779番地の３、死亡の場所静岡県榛原郡吉田町、死亡年月日平成19年７月１日ころから２日ころまでの間、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和26年５月31日、職業会社員
被相続人　亡　大石　堅市
事務所静岡市葵区呉服町１丁目１番14号　呉服町圭田ビル７階　まどか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青島　伸雄
静岡家庭裁判所島田出張所

平成２４年（家）第１４２７号

京都市西京区桂徳大寺町297番地
申立人　木村　　孝
本籍奈良県葛城市竹内608番地、最後の住所奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1749番地の１、死亡の場所不詳、死亡年月日昭和60年２月28日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和11年６月３日、職業不詳
被相続人　亡　髙松　清一
事務所京都市上京区御前通今小路上る馬喰町895番地２
相続財産管理人　司法書士　木村　　孝
京都家庭裁判所